

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱

令和3年2月26日 府政沖第33号
改正 令和6年1月31日 府政沖第40号
改正 令和7年2月 3日 府政沖第20号

（通則）

第1条 新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、沖縄の自然、歴史、文化等の資源を生かし、地域と企業が一体となって観光収入を向上させる取組（以下「地域ブランディング」という）または観光関連産業の人手不足解消に資する先進的なDX実証を行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が当該経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、沖縄の観光産業の収益力向上を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第3条 内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として沖縄総合事務局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 沖縄総合事務局長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 沖縄総合事務局長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 沖縄総合事務局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に沖縄総合事務局長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、沖縄総合事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による補助金計画変更(等)承認申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 沖縄総合事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託し、又は第三者と共同して実施すること(以下「委託等」という。)を必要とする場合は、実施に関する契約を締結し、沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため、必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、沖縄総合事務局長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 沖縄総合事務局長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して、内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、沖縄総合事務局長から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

6 前各項の規定は、第2項の第三者が更に委託等を行うなど複数の段階で委託等が行われる場合も、同様に取り扱うものとする。この場合において、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一

部を沖縄総合事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 沖縄総合事務局長が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が沖縄総合事務局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、沖縄総合事務局長は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が沖縄総合事務局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- （1）沖縄総合事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）沖縄総合事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、沖縄総合事務局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、内閣府沖縄総合事務局総務部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を沖縄総合事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、沖縄総合事務局長の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 3 沖縄総合事務局長は、補助事業者が第1項又は第2項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、その提出期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 沖縄総合事務局長は、前条第1項又は第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条

件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 沖縄総合事務局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を内閣府沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。

- 2 沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 沖縄総合事務局長は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 間接補助事業者(間接補助事業を行う者をいう。以下同じ。)が、法令に違反し、又は間接補助金(補助事業者が沖縄総合事務局長から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。)を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 沖縄総合事務局長は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 沖縄総合事務局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様

式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

- 4 沖縄総合事務局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産については、補助対象事業の完了後においても、沖縄総合事務局長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者が前項の承認を受けようとする場合は、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会393号）」中「内閣総理大臣」とあるのは「沖縄総合事務局長」と読み替えて適用する。

（情報管理及び秘密保持）

- 第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、補助事業の遂行に際し知り得た情報のうち第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第21条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際に付すべき条件等）

- 第22条 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助金の交付の手續等について第5条から第8条まで、第9条第3項から第6項まで、第10条から第14条まで及び第16条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに沖縄総合事務局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第15条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（指導監督等）

- 第23条 沖縄総合事務局長は、補助事業者による補助事業の実施に関し、必要に応じてこの要綱に基づき指導監督を行う。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施に疑義が生じたとき、補助事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく、沖縄総合事務局長に報告及び相談を行う。
- 3 沖縄総合事務局長は、補助事業者に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ補助事業の改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業の事務実施体制の大幅な変更等、補助事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日に一部改訂し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日に一部改訂し、令和7年4月1日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

（１）補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別表

補助金名の称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内 容	
新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金	事業費	<地域ブランディングの支援> 観光需要の喚起及び高付加価値化に向けた、地域ポテンシャルを生かし、地域と企業が一体となって観光収入を向上させる事業に要する費用の一部を助成する事業に要する経費（人件費、機械装置等導入費、実証経費（旅費、会議費、賃借料、広報費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、外注費・委託費）） <観光関連産業における人手不足解消に資する先進的なDX実証の支援> 観光関連産業における人手不足の課題に対応するため、現場業務の省人化・省力化・業務効率化等に資するDX実証を行う事業に要する費用の一部を助成する事業に要する経費（人件費、機械装置等導入費、実証経費（旅費、会議費、賃借料、広報費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、外注費・委託費））	8 / 10
	管理費	（１）人件費 （２）旅費 旅費、委員等旅費 （３）謝金 （４）その他 委員会等会場借料、会議費、消耗品費、通信費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの。	定額

(様式第 1)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付申請書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱（令和 3 年 2 月 26 日付府政沖第 33 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙）
7. 同上の金額の算出基礎

（注 1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿

（注 2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助対象経費－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経 費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経 費の額	積算内訳	補助率	補助金の交 付申請額	備 考
合 計						

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

内閣府沖縄総合事務局長 名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱（令和3年2月26日付府政沖第33号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期してください。

（1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項

の規定による補助金等の返還又は第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付

- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当府の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. (補助事業者名) は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(様式第 3)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金計画変更（等）承認申請書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比) (別紙)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費			補助対象経費の額			補助率
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額	
合 計							

(単位：円)

補助金の額		
配分済額	変更額	改配分額

(様式第 4)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金事故報告書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 5)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金状況報告書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要 (別紙)

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する経費 の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(様式第6)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金実績報告書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出 (単位：円)
(イ) 総括表

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (別紙による収支明細表に記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第18条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(別紙)

収支明細表

補助対象経 費の区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経 費の額	補助金の額	補助対象経 費の額	補助金の額	補助対象経 費の額	補助金の額
合 計						

(単位：円)

決 算 額						備 考
収 入	支 出				差 引	
補助金の収 入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金の額	補助金返納 額	

(様式第 7)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局総務部長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金精算（概算）払請求書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(別紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

補助対象経 費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回請求 額
合 計							

(様式第 8)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額） 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額（3. － 2. ） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 9)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) １．対象となる取得財産等は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- ３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 10)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) １．対象となる取得財産等は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- ３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。